

第9回通常総会 招集ご通知

2020年2月7日

電力広域的運営推進機関

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
 電力広域的運営推進機関
 理事長 金本良嗣

第9回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、本機関の第9回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することができます。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、2020年2月28日（金曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月2日（月曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）

2. 場 所 きゅりあん（品川区立総合区民会館）小ホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

3. 目的事項

議決事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 業務規程一部変更の件

第3号議案 2020年度事業計画決定の件

第4号議案 2020年度予算決定の件

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

（1）送配電等業務指針一部変更の件①

（2）送配電等業務指針一部変更の件②

（3）容量市場開設に向けた準備状況の件

以上

- 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
- 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
- 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
- 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
- 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2020年2月25日（金曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
- 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。
- 会員以外で送電系統を利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使に関する会員の利便性向上を図るためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

容量市場における経過措置対象電源を変更する等のためとなります。

第3号議案 2020年度事業計画決定の件

2020年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2020年度予算決定の件

2020年度の予算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件、業務規程一部変更の件、2020年度事業計画決定の件及び2020年度予算決定の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件①（今回変更認可申請を行うもの）

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり変更いたします。なお、本件は2020年1月31日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いを規定するためとなります。

(2) 送配電等業務指針一部変更の件②（既に認可されたもの）

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙6のとおり変更いたしました。なお、
本件は2019年12月11日に経済産業大臣に認可されております。

2. 変更の理由

再生可能エネルギーの導入拡大等に適切に対応するためとなります。

(3) 容量市場開設に向けた準備状況の件

別紙7のとおりです。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
【該当条文：第9条、第11条、第25条】
 - ・会員が行う会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使について、従来の書面による方法に加えて、電磁的方法も可能とする旨変更

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧对照表	
変更前 (変更点ご下線)	変更後 (変更点ご下線)
平成27年4月1日施行 令和2年2月1日変更	平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点ご下線)	変更後 (変更点ご下線)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 <u>令和2年2月1日変更</u>	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 <u>令和2年2月1日変更</u>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
(加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に 対し書面で加入する手続をとらなければならない。 2 (略) 3 (略)	（加入） 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に 対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。 2 (略) 3 (略)
(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知 しなければならない。 一～三 (略)	(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面又は電 磁的方法で通知しなければならない。 一～三 (略)
(書面による議決権の行使の方法) 第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもつて、議決権を行使することができ る。この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。 2 (略) 3 (略)	(書面による議決権の行使の方法) 第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面又は電磁的方法をもつて、議決権を行使 することができる。この場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会に出席した ものとみなす。 2 (略) 3 (略)
(新設)	附則 (令和2年 月 日) (施行期日) 第1条 この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいわゆる「運い日」から施行 する。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更

【該当条文：附則（令和元年7月1日）第3条、附則（令和 年 月 日）
第7条】

- ・容量市場における経過措置対象となる電源を、「安定電源」及び「変動電源（単独）」とする旨規定

2. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設

【該当条文：附則（平成29年9月6日）第4条、第8条、附則（令和元年7
月1日）第2条、附則（令和 年 月 日）第2条から第6条】

- ・東北東京間連系線増強工事等の特定負担者について、東北東京間連系線の混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特定負担者の取扱いに関する内容等を規定

3. その他の規定の変更

(1) 東北東京間連系線の管理方法の変更

【該当条文：別表10-1及び別表10-2】

- ・東北東京間連系線の潮流をフェンス潮流で運用管理する旨を規定

(2) 東京中部間連系設備の対象設備の変更

【該当条文：別表10-1】

- ・飛騨信濃周波数変換設備を東京中部間連系設備の対象設備の一つに加えて管理する旨を規定

(3) 容量市場関係規定の表現等の変更

【該当条文：第32条の9、第32条の14から第32条の16まで、
第32条の22、第32条の23及び第32条の36】

- ・容量市場関係規定の表現等を業務の趣旨に合わせて変更

以上

電力広域の運営推進機関 業務規程 新旧対照表		変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
平成27年4月1日施行 令和2年2月1日変更	平成27年4月1日施行 令和2年2月1日変更		平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更

業務規程

電力広域の運営推進機関

電力広域の運営推進機関

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
(変更履歴)	
平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月3日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月3日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(電源等情報の審査及び証明書の発行) 第3.2条の9 (略) 2 (略)	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録証明書(以下「電源等情報登録証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第3.2条の9 (略) 2 (略)	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第3.2条の11 (略) 2 (略)	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続をを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行われない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第3.2条の11 (略) 2 (略)	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手續を行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行われない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(期待容量の登録申込みの受け付) 第3.2条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオーケーション導集要綱に定める期待容量の登録申込みの受け付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。	6 本機関は、期待容量の登録申込みの受け付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオーケーションの参加に必要な資格証明書(以下「メインオーケーション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	(期待容量の登録申込みの受け付) 第3.2条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオーケーション導集要綱に定める期待容量の登録申込みの受け付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。	6 本機関は、期待容量の登録申込みの受け付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオーケーションに参加できる旨を通知する。
(応札の受付、変更、取消) 第3.2条の15 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)	6 本機関は、期待容量の登録申込みの受け付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオーケーションの参加に必要な資格証明書(以下「メインオーケーション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	(応札の受付、変更、取消) 第3.2条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオーケーション導集要綱に定める応札の受付期間において、メインオーケーションに参加する市場参加資格事業者(以下「メインオーケーション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。	6 本機関は、期待容量の登録申込みの受け付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオーケーションに参加できる旨を通知する。
3 (略)	2 前項の受付の際に、本機関がメインオーケーション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「応札情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオーケーション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。	2 前項の受付の際に、本機関がメインオーケーションに参加する市場参加資格事業者(以下「応札情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前述第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。	3 (略) 4 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(※1) 中部北陸間連系設備及び北陸間西側連系線については、各連系線による管理に加え、交渉系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸間西側連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。	[により管理する。]※2) 中部北陸間連系設備及び北陸間西側連系線については、各連系線による管理に加え、交渉系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸間西側連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。
(※2) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。	[※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。
(運用容量の設定)	(運用容量の設定)
第1.2.6条(略) 2(略)	第1.2.6条(略) 2(略)
3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量を算出する。(略)	3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量を算出する。
4(略)	4(略)
5 本機関は、月間、週間、翌々日及び翌日に遙用容量について、別表1.2-1(d)に定める公表時期までに、年間ににおける運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。	5 本機関は、月間、週間、翌々日及び翌日に遙用容量の各断面について、別表1.2-1(d)に定める公表時期までに、年間ににおける運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。
(マージンの設定及び更新の考え方の公表)	(マージンの設定及び更新の考え方の公表)
第1.2.8条(略) 2(略)	第1.2.8条(略) 2(略)
3 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日ににおけるマージンを設定し、別表1.2-1(d)に定まる公表時期までに、これを公表する。	3 本機関は、マージンに基づいて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を設定し、公表する。
(マージンの算出)	(マージンの算出)
第1.2.9条(略) 2(略) 3(略)	第1.2.9条(略) 2(略) 3(略)
4 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、別表1.2-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。	4 本機関は、マージンに基づいて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を算出する。
(空容量の算出及び公表)	(空容量の算出及び公表)
第1.3.3条(略) 2(略) 3(略)	第1.3.3条(略) 2(略) 3(略)
別表1.0-2 空容量の算出式	別表1.0-2 空容量の算出式
空容量算出式 ※5、※6、※7)	空容量算出式 ※1、※2、※3、※4、空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 ※5、※6、※7、※8)
(※1) (※2) (※3)	(※1)(略) (※2)(略) (※3)(略)

(※ 4) (略) (※ 5) 關西中國間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。 (※ 6) (略) (※ 7) 月間又は週間ににおける空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。	(※ 4) (略) (※ 5) 關西中國間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。 (※ 6) (略) (※ 7) 月間又は週間ににおける空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。 (※ 8) 東北東京間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。
附則(平成28年7月11日) (供給区分別の供給実績の公表) 第2条 本機関は、第16・8条別表1.2-1 (b) に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の会表について、広報機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。	附則(平成28年7月11日) (供給区分別の供給実績の公表) 第2条 刪除
附則(平成29年9月6日) (経過措置可否判定) 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日1.5時時点において、経過措置可否判定を行なう。ただし、経過措置の対象日の前々日1.5時以後、前日へスポット取扱が開始されるまでの間に空容量が変更した場合には、都度、経過措置可否判定を行なう。	附則(平成29年9月6日) (経過措置可否判定) 第4条 刪除
2 本機関は、経過措置可否判定において、経過措置の対象日の前々日1.5時までに、御電力取引所から、発行された簡接送電権の量(以下「簡接送電権発行量」という。)の通知を受ける。 3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。 一 各連系線に係る経過措置計画の値が当該各連系線の空容量の値から簡接送電権発行量の値を超過した場合(全ての経過措置計画) 二 各連系線に係る経過措置計画の値が当該各連系線の空容量の値から簡接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合(当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行なう、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画)(減少処理)	附則(平成29年9月6日) (経過措置可否判定) 第4条 刪除
第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から簡接送電権発行量の値を減じた値から超過した場合に係る経過措置計画の値が当該各連系線の空容量の値から簡接送電権発行量の値を減じた値(但し、値が負の場合はゼロ)まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。)。 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	附則(令和元年7月1日) (東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認) 第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、御電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
附則(令和元年7月1日) (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出) 第3条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された送電設備等(以下「経過措置対象電源」という)については、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 2 別表1の控除率は、容量オーバークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給定年度とする容量オーバークションの実施時に停止する。	附則(令和元年7月1日) 第3条 削除
(新設) 別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式 $\begin{aligned} \text{経過措置対象電源の容量} &= \text{容量確保契約容量} \times (1 - \text{控除率}) \\ \text{確保契約金額算出式} &- \end{aligned}$ (※1) 本機関が別途定める。	附則(令和元年7月1日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 附則(令和元年7月1日) 第1条 (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 附則(令和元年7月1日) 第1条 (特定負担計画の管理) 第2条 本機関は、東北東京関連系統等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者(以下、「値差精算対象者」という。)から特定負担の値差精算の対象となる権利(以下、「値差精算権利」という。)に係る申請の受けを行う。 2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画(以下「特定負担計画」という。)を登録し、管理するとともに、同時に、卸電力販売所に当該特定負担計画を通知する。 5 本機関は、附則第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい、特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第3項の権利を付与された特定負担計画を有する者(以下「特定負担計画対象者」という。)及び卸電力販売所に通知する。 附則(特定負担計画の更新) 第3条 本機関は、特定負担計画の場合には、特定負担計画の提出を受けた場合には、特定負担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画(以下「特定負担更新計画」という。)の提出を受けける。 2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に更新する。 3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項で算出した値を30分単位の値に変換して更新する。
(新設)	-21-

	変更前 (変更点ご下線)	
(新設)		
	（経過措置可否判定及び特定負担可否判定）	
	第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、「経過措置可否判定等」（以下「経過措置可否判定」という。）を行。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以後、前日スポーツ取引が開始されるまでの間に空容量が変更となつた場合には、都度、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、相電力取引所から発行された間接送電量の量（以下「間接送電量」）という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、相電力取引所により間接送電量発行量との減少が行われた場合は、減少後の間接送電量発行量の通知を受ける。	
2	本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たつて、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、相電力取引所から発行された間接送電量の量（以下「間接送電量」）という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、相電力取引所により間接送電量発行量との減少が行われた場合は、減少後の間接送電量発行量の通知を受ける。	
3	本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該これを各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系網に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値を比較する場合、当該減少後の間接送電量発行量の値を超過する場合は、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担にによる値差精算の対象として定める。 一 各連系網に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系網の空容量の値から間接送電量の値を減じた値を超えていない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画 二 各連系網に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系網の空容量の値から間接送電量発行量の値を減じた値を超える場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後	
	（減少処理）	
	第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系網に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系網の空容量の値から間接送電量発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。 2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系網に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系網の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。 3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に順次減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 4 本機関は、全ての同順位の特定負担計画を回順位として特定負担計画の値を減少する。 5 本機関は、同順位の経過措置計画及び回順位の特定負担計画の値を減少する。 6 本機関は、特定負担計画の計画面に応じて区分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	
(新設)	（特定負担計画の確認）	
	第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認する。 一 本機関は、相電力取引所から特定負担計画に係る入札実績（以下「特定負担入札実績」という。）の提出を受ける。 二 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確認を行う。 三 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、特	
(新設)		

変更前 (変更点ご下線)	変更後 (変更点ご下線)
(新設) 四 本機関は、前各号により、特定負担による電力量精算の利用状況が妥当ないと認められた場合に、該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による電力量精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第1.7.9条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、倒電力取扱所にその旨を通知する。 特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認められた場合も同様とする。	四 本機関は、前各号により、特定負担による電力量精算の利用状況が妥当でないと認められた場合には、該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による電力量精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第1.7.9条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、倒電力取扱所にその旨を通知する。 (経過措置対象電源の算出) 第七条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に關しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 送電等業務指針第1.5条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する割符容量が1,000キロワット以上の電源 二 送配電等業務指針第1.5条の4第1項第2号ア又はイに該当する割符容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。） 2 別表1の控除率は、容量オーケーションの実施年度ごとに定めで減少するものとし、2030年度を実績給年度とする容量オーケーションの実施時に停止する。

別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源の容量	容量確保契約金額	=	容量確保契約容量 × (1 - 拡除率※1) × 約定期格
-------------	----------	---	-------------------------------

(※1) 本機関が別途定める。

電力広域的運営推進機関 2020年度事業計画（案）

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態を把握するとともに必要に応じてルールの変更・理解促進活動を行う。

また、国の審議会等において検討された内容を踏まえ、需給調整市場等の新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して2021年3月末までに経済産業大臣に送付する。あわせて、導入される容量市場等との整合を図りながら、取りまとめ方法の改善に向けた検討を進める。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるよう、想定の前提となる全国経済見通しを策定し、2020年11月末までに公表する。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、2021年1月末までに公表する。

上記を遂行するにあたり、2019年度の需要想定要領の変更に基づく一般送配電事業者等による需要想定の妥当性の確認と、一般送配電事業者および本機関による、会員等に向けた需要想定の説明力の向上等、さらなる需要想定業務の改善を図る。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、2020年度の夏季及び冬季の需要期にお

ける電力需給状況について検証を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程等に基づき供給力の確保に向けた取組を進める。

(2) 容量市場 メインオークションの実施

2020年度の参加登録・メインオークションに向けて、運営体制・システムの整備に万全を期す。メインオークション後は容量確保契約の締結等の契約管理を着実に行うとともに、引き続き、必要な詳細制度検討を進める。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

需給調整市場の段階的な導入に備えて、2021年度からその他商品に先行して導入する三次調整力②の準備を2020年度内に完了するとともに、その他商品の市場運営に関わる事項や広域化（広域調達・広域運用）に関する技術検討等を進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域系統長期方針

2017年3月に策定した広域系統長期方針に基づき、広域系統整備委員会等において、以下の取組事項の実現に向けた検討を継続する。

①コネクト＆マネージに関する取組

N-1電制の本格適用、ノンファーム型接続について、早期実現に向けた具体的対応方法の検討を進める。

また、試行ノンファーム型接続の導入に伴い、試行ノンファーム型適用系統の混雑管理のあり方について、諸外国の実例も踏まえて検討する。

②費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組

間接オークションやコネクト＆マネージの導入等による系統計画業務の環境変化に対応するため、新たな系統計画業務として広域連系系統の増強に伴う社会全体の費用便益を評価し、系統増強やノンファーム適用系統の判断を行う

仕組みである「定期評価」の導入を目指す。

なお、増強の判断には、費用便益評価を用いるとともに、検討の前提となるシミュレーションには、想定潮流の合理化を反映し、広域連系系統の送電容量制約を考慮した広域需給シミュレーションツールを活用する。

③効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状の電源接続案件募集プロセスや接続検討等のアクセス業務に代わる新たなアクセス検討プロセスの導入に向け、アクセス業務の手順や検討方法、情報公表等について具体化を行う。

新たな中長期的な系統形成を検討するにあたり、国のエネルギー基本計画やエネルギーミックスとの整合を図るとともに、電力レジリエンスの観点からの評価を踏まえ、新たな広域系統長期方針の見直しに向けた検討を進める。

(2) 広域系統整備計画

計画策定プロセスの開始の判断に関しては、現状の検討開始要件に加えて、現行の広域系統長期方針による費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組を踏まえて、個別の系統における増強の必要性、事業実施主体、費用負担等についての検討を行う。また、広域連系系統の増強に関する費用負担など国における検討の結果を踏まえて、必要に応じて関連規程等の整備を行う。

個別案件のうち、国の要請に基づいて計画策定プロセスを開始した北海道本州間連系設備については、国における費用負担に関する検討の結果を踏まえて、実施案及び費用負担割合を決定したうえで、広域系統整備計画を策定する。

また、東北東京間連系線については、特定負担者の辞退に伴う空き容量に係る費用負担割合を再整理したうえで、広域系統整備計画を見直す。

なお、各広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、適宜コスト検証等を行う。

(3) 系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得ながら、着実に推進する。あわせて、既存発電設備のリプレースの案件が生じた場合には、その内容を確認の上、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始要否の判断を行い、着実に推進する。

また、新たな系統アクセス業務の導入に向け、制度変更に伴う詳細ルールの

整備や運用上の課題へ対処し、円滑な業務の推進を図る。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

(4) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方、および供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、再生可能エネルギーの増加が調整力の運用や必要量に与える影響、及び容量市場・需給調整市場の導入等を踏まえ、電源の運用状況等のデータの分析、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、及び算定ツールの整備等を通じ、調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

間接オークションにおける経過措置計画及び特定負担計画（特定負担に伴うエリア間値差精算の対象となり得る計画）の管理を行う。また、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。

間接送電権市場での取引を円滑に進めるべく、関連するシステム改修を完了させ、運用改善を図る。

連系線の運用容量及びマージンは、各検討会での議論及び意見集約の結果を踏まえて算出し、公表する。

また、広域需給調整開始前の送配電自主的取組みによる調整力の広域運用を一般送配電事業者と協調しながら実施する。

(6) 作業停止計画の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画の取りまとめを行う。また、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画の調整を行う。

調整及び取りまとめにあたっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

複数の既存事業者間の作業停止調整にあたっては、発電抑制量を定格容量比率按分とし、分担された発電抑制量を売買する暫定運用として導入した仕組み

が適切に運用されていることを確認するとともに、適宜改善を図る。さらに、一般送配電調整方式を含む本運用の調整方式について、引き続き検討する。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を隨時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

電力系統利用者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進める。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システム（容量オークションに関する契約管理・実効性テスト等）の開発を着実に進めるとともに、二次開発システ

ム（リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ等）の検討に着手する。

広域機関システムでは、需給調整市場、隣接エリアの調整力を活用した電源I'の広域調達、広域予備率の運用に向けた開発について着実に工程を進める。また、広域機関システムの設備増強、拡張を見据え抜本的な改善に向けて改良を行う。

システム開発・保守では、組織体制、業務プロセス、品質等を適切に管理する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

（1）会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

（2）大規模停電リスクに備えた運用対策

電力系統のレジリエンス向上をはかるため、広域連系系統における系統安定化対策や系統復旧方策のあり方等、広域的な停電発生のリスクの低減と停電時間の短縮に向けた検討を行う。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれが認められる場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加等で、一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力が不足し、又は不足するおそれが認められる場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときは、それが適切であったか都度検証するとともに、年間を通じて行った出力抑制機会の公平性についても検証し、公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要に応じた見直し、に関する報告書を公表する。

(2) 調査及び研究

容量市場、需給調整市場、調整力及び需給バランス評価等の検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

(3) 災害等への対応

緊急時は、2019年度に改正した防災業務計画に基づき構築した緊急連絡体制及び災害対応態勢の下、国や関係機関に対し必要な非常時の情報提供等を行う。一方、平常時は、本機関の災害対応力の強化に向けて災害対応訓練を継続的に実施する。

また、災害等の発生により本拠点の施設や役職員等が被災した場合においては、事業継続計画（B C P）に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、同計画の実効性向上に向け継続検討を行う。

さらに、本機関は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、関係省庁と連携し、国等の情報連絡会、訓練等に積極的に参加し、不測の事態への対応力を高める。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示等本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、各種委員会等の議案及び議事概要等の資料を、原則としてウェブサイト等により公表する。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策及び第三者による情報セキュリティ監査を遺漏なく行うほか、特に2020年度はオリンピック・パラリンピックによりサイバー攻撃が多発する可能性に備えて役職員への情報セキュリティ教育・訓練を強化する。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要な業務が確実に

遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施するとともに、バックアップ拠点の更なる整備について検討し、必要な整備を行う。

(4) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進める。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電力会社）への出向・派遣を実施する。

(5) その他

政府において検討中の様々な制度改正等を実施することに伴い、所要の本機関の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

電力広域的運営推進機関 2020年度予算（案）

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2020事業年度収入支出予算は、「2020年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2020事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に 係る経費	6,000	2020年度 ～ 2025年度まで	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与
 退職給付引当金繰入
 交際費
 電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2020年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,940,372	会費収入	10,595,429
役職員給与	1,616,612	会費	15,000
退職給付引当金繰入	63,587	特別会費	10,580,429
その他人件費	260,173	その他収入	-
租税公課	7,032	前年度よりの繰越金	1,674,318
固定資産関係費	6,568,780		
有形固定資産取得費	286,189		
無形固定資産取得費	6,262,081		
修繕費用	20,510		
運営費	3,065,894		
支払利息	103,395		
予備費	584,274		
合 計	12,269,747	合 計	12,269,747

2020年度収入支出予算内訳

(単位:千円)

区分	科 目	2019年度 予算 (A)	2020年度 予算(案) (B)	前年差 (B) - (A)	前年差の主な要因	2020年度予算(案)(B) の主な内容
(収 入)	収入金合計	10,092,478	12,269,747	2,177,269	会員数の増 支出計画の増 支出繰延、想定価格差 等	全会員から徴収 @10,000円 一般送配電事業者10社から徴収 支出繰延、想定価格差 等
	会費収入	8,685,958	10,595,429	1,909,471		
	会費	13,000	15,000	2,000		
	特別会費	8,672,958	10,580,429	1,907,471		
	その他収入	-	-	-		
	前年度よりの繰越金	1,406,520	1,674,318	267,798		

区分	科 目	2019年度 予算 (A)	2020年度 予算(案) (B)	前年差 (B) - (A)	前年差の主な要因	2020年度予算(案)(B) の主な内容
(支 出)	支出金合計	10,092,478	12,269,747	2,177,269	理事長1名 理事4名 監事(非)2名 確定拠出年金を含む 労働保険、健康保険、厚生年金 等 産業医報酬、健康診断費用 等 印紙税、固定資産税、法人民税 広域機関システム(ハードウェア)等 広域機関システム(ソフトウェア)等 豊洲ビル賃料、データセンター賃料 等 システム保守管理、調査案件 等 通信回線使用料 等 水道光熱費、事務用品 等 役員及び職員の出張旅費 新入社員研修、職員訓練 等 評議員・各種委員会の報酬 等 リース案件増による増 支出去額の増による 費用の5%を計上	理事長1名 理事4名 監事(非)2名 確定拠出年金を含む 労働保険、健康保険、厚生年金 等 産業医報酬、健康診断費用 等 印紙税、固定資産税、法人民税 広域機関システム(ハードウェア)等 広域機関システム(ソフトウェア)等 豊洲ビル賃料、データセンター賃料 等 システム保守管理、調査案件 等 通信回線使用料 等 水道光熱費、事務用品 等 役員及び職員の出張旅費 新入社員研修、職員訓練 等 評議員・各種委員会の報酬 等 リース案件増による増 支出去額の増による 費用の5%を計上
	人件費	1,921,620	1,940,372	18,752		
	役員給与	103,133	103,855	722		
	職員給与	1,502,930	1,512,757	9,827		
	退職給付引当金繰入	63,647	63,587	△ 60		
	法定厚生費	246,018	249,000	2,982		
	その他厚生費	5,892	11,173	5,281		
	租税公課	6,804	7,032	228		
	固定資産関係費	4,842,563	6,568,780	1,726,217		
	有形固定資産取得費	423,113	286,189	△ 136,924		
	無形固定資産取得費	4,411,570	6,262,081	1,850,511		
	修繕費用	7,880	20,510	12,630		
	運営費	2,969,496	3,065,894	96,398		
	賃借料	418,882	410,772	△ 8,110		
	委託費	2,336,469	2,424,413	87,944		
	通信運搬費	37,678	44,388	6,710		
	消耗品費	51,608	44,979	△ 6,629		
	旅費	54,235	62,105	7,870		
	研修費	12,813	15,834	3,021		
	雑費	57,812	63,404	5,592		
	支払利息	58,040	103,395	45,355		
	予備費	293,956	584,274	290,318		

送配電等業務指針一部変更の件①

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設
【該当条文:附則(平成28年7月11日)第2条、附則(令和 年 月 日)
第2条から第6条】
 - ・東北東京間連系線増強工事等の特定負担者について、東北東京間連系線の混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特定負担者の取扱いに関する内容等を規定

以上

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針		電力広域の運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表	変更点(上線) 変更点(下線)	変更後(変更点に下線)
変更前(変更点(上線)) 平成27年4月28日施行 令和2年2月1日変更	変更後(変更点(下線)) 平成27年4月28日施行 令和2年2月1日変更			電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)
(変更履歴)		
平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月1日変更 令和2年2月1日変更	変更

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
附則(平成28年7月11日) <u>(需給開通情報(帶給実績)の公表)</u> 第2条 一般送配電事業者は、別表1.3-1 (f)に定める需給開通連携情報(需給実績)の公表について は、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。 (新設)	附則(平成28年7月11日) <u>(需給開通情報(帶給実績)の公表)</u> 第2条 削除 附則(令和年月日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>(特定負担計画コードの申請)</u> 第2条 本機関は、東北東京間電線等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による 値差精算の対象となり得る者において、「値差精算対象者」という。が、値 差精算権利を受けようとする場合又は第三者に譲渡する場合には、当該 には、当該値差精算対象者は又は当該第三者は、京城競争システムで使用する特定負担計画を特定す る番号(以下「特定負担計画コード」という。)の発行を行なう。 2. 本機関は、前項の申請を受けた場合には、当該申請を行なう。 <u>(値差精算権利に係る申請)</u> 第3条 値差精算対象者は、値差精算権利の付与を受けようとする場合、本機間に値差精算権利に係 る申請を行わなければならない。 2. 特定負担計画対象者は、前項に基づき申請した内容に変更が生じた場合、本機間に変更申請を行 なわなければならない。 <u>(特定負担更新計画の提出)</u> 第4条 特定負担計画対象者は、本機間に特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、 次の各号のいづれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機間に提出し なければならない。 一、需給開通計画の変更、送電設備の改修、作業期間の延長等により特定負担計画の値が減少するとき 二、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達により特定負担計画の値が減少するとき 三、特定負担計画に對応する需要等の減少の見込み等により特定負担計画の値が減少するとき 四、その他特定負担計画の値が減少することが明らかになつたとき 2. 特定負担計画の提出期限は、特定負担による値差精算の対象日の前々日1.2時までとする。 <u>(特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応)</u> 第5条 特定負担計画対象者は、特定負担による値差精算の利用状況等の確認を行うため、本機間に るものとする。 2. 特定負担計画対象者は、本機間に将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを要請した場合 には、当該要請に対するものとする。

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
(新設)		<p><u>（短工期対策の特定期間の取扱い期間）</u></p> <p>第六条 東北東京間連系線における運用容量の拡大対策（以下「短工期対策」という。）の特定期間の取扱いの期間は、短工期対策後の使用開始日から増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日の前日までとする。</p>

送配電等業務指針一部変更の件②

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置に関する変更

【該当条文：第140条】

- ・再生可能エネルギーの発電予測量の誤差削減のために、一般送配電事業者による発電予測の時間を変更

2. 系統連系技術要件に関する変更

【該当条文：第79条、第80条、第135条、第135条の2、第174条】

- ・一般送配電事業者が、系統連系技術要件（電力系統に連系する設備に対して定めている技術要件）に、火力発電設備等が具備すべき周波数調整機能を定めること等を規定

3. 容量市場ルールのうち、容量オークションの参加条件に関する変更

【該当条文：第15条の4】

- ・1,000kW未満の変動電源を集約して1,000kW以上の供給力として提供する事業者及び蓄電池を供給力として提供する事業者の参加条件等を変更

4. 給電指令の発受令に必要な事項の決定に関する変更

【該当条文：第190条】

- ・調整力の隣接エリアからの調達開始に伴い、給電申合書その他の協定書締結の際に関係する一般送配電事業者も当事者に含めることを規定

以上

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針		新旧对照表
変更前 (変更点:下線)	変更後 (変更点:下線)	
平成27年4月28日施行 <u>令和元年7月1日変更</u>	平成27年4月28日施行 <u>令和元年12月1日変更</u>	電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)
(変更履歴)		
平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更	平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 <u>令和元年7月1日変更</u>	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 <u>令和元年7月1日変更</u>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
(容量オーナーの参加の条件)		(容量オーナーの参加の条件)	
第15条の4 業務規程第3.2条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオーナークションの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)		第15条の4 業務規程第3.2条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオーナークションの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)	
一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。		一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。	
ア 水力電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)		ア 水力電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)	
イ 火力電源		イ 火力電源	
ウ 原子力電源		ウ 原子力電源	
エ 再生可能エネルギー電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)		エ 再生可能エネルギー電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)	
二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）であること。		二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）であること。	
ア 水力電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)		ア 水力電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)	
イ 再生可能エネルギー電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)		イ 再生可能エネルギー電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)	
二 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。		二 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。	
ア 安定的に電気を供給することが困難な専用の自家用電気工作物等		ア 安定的に電気を供給することが困難な専用の自家用電気工作物等	
イ 電需要に対する特定抑制制約額		イ 電需要に対する特定抑制制約額	
ウ 初待容量が1,000キロワット未満の発電設備等		ウ 初待容量が1,000キロワット未満の発電設備等	
三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。		三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。	
ア 安定的に電気を供給することが困難な専用の自家用電気工作物等		ア 安定的に電気を供給することが困難な専用の自家用電気工作物等	
イ 電需要に対する特定抑制制約額		イ 電需要に対する特定抑制制約額	
ウ 初待容量が1,000キロワット未満の発電設備等		ウ 初待容量が1,000キロワット未満の発電設備等	
三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。		三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制制約額（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給する場合を同一供給区域に属しているものに限る。）提供する事業者（以下「差動指令電源提供者」という。）であること。	
ア 前項第1号から第3号に該当する事業者（調達オーナークションの参考条件は、次の各号のいずれかに掲げる限りとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他の制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。		ア 前項第1号から第3号に該当する事業者（調達オーナークションの参考条件は、次の各号のいずれかに掲げる限りとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他の制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。	
一 業務規程第3.2条の2第2号アに基づき調達オーナークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。		一 業務規程第3.2条の2第2号アに基づき調達オーナークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。	
ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者（調達オーナークションの実需給年度を対象とするメインオーナークションと同様の実需給年度を対象としたこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オーナークションの実需給年度を対象とするメインオーナークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。		ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者（調達オーナークションの実需給年度を対象とするメインオーナークションと同様の実需給年度を対象としたこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オーナークションの実需給年度を対象とするメインオーナークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。	
イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オーナークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電版先計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量超過保証契約を超過する供給力を提供するようになつたこと。		イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オーナークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電版先計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量超過保証契約を超過する供給力を提供するようになつたこと。	
ウ 登録指令電源提供者 本機関との間で調達オーナークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。		ウ 登録指令電源提供者 本機関との間で調達オーナークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
二(略)	二(略)	二(略)	二(略)
(接続検討の申込み)			
一 第79条 契電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。	一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 契電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、この条及び次条において「契電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該契電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイに該当するときは除く。	二 (略)	二 (略)	二 (略)
ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三～四 (略)	ア 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三～四 (略)	ア 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三～四 (略)	ア 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三～四 (略)
(契電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)			
一 第80条 (略)	一 第80条 (略)	一 第80条 (略)	一 第80条 (略)
二 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、契電設備等の変更に伴う事業関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき限り、接続検討を不要とすることができる。	二 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、契電設備等の変更に伴う事業関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき限り、接続検討を不要とすることができる。	二 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、契電設備等の変更に伴う事業関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき限り、接続検討を不要とすることができる。	二 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、契電設備等の変更に伴う事業関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき限り、接続検討を不要とすることができる。
(新設)			
一 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる契電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる契電容量以上の契電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる契電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。	一 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる契電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる契電容量以上の契電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる契電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。	一 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる契電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる契電容量以上の契電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる契電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。	一 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる契電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる契電容量以上の契電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる契電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。
二 混燃ハイオームス送電設備(地域資源ハイオームス電源(地域に貯存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般燃耗物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術による制約等により出力抑制が困難なものを除く。以下同じ。)を除く。以下同じ。))	二 混燃ハイオームス送電設備(地域資源ハイオームス電源(地域に貯存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般燃耗物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術による制約等により出力抑制が困難なものを除く。以下同じ。))	二 混燃ハイオームス送電設備(地域資源ハイオームス電源(地域に貯存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般燃耗物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術による制約等により出力抑制が困難なものを除く。以下同じ。))	二 混燃ハイオームス送電設備(地域資源ハイオームス電源(地域に貯存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般燃耗物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術による制約等により出力抑制が困難なものを除く。以下同じ。))
(別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める契電設備)			
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
契電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上

	変更前 (変更点に下線)	※ 施設資源及び既に系統に連系している発電設備に適用する。ただし、既に系統に連系している施設は、当該発電設備のリブレース（発電設備の全部又は一部の変更（更新を含む。）をい。う。）を行うときにのみ適用するものとする。																																												
(新設)	別表 7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスコンバインドサイクルの容量 設備の仕様等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G.F の速度測定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>G.F の幅</td> <td>.5%以上</td> <td>.5%以上</td> <td>.5%以上</td> </tr> <tr> <td>L.F.C の出力変化速度</td> <td>毎分 5%以上</td> <td>毎分 5%以上</td> <td>毎分 5%以上</td> </tr> <tr> <td>L.F.C の幅</td> <td>± 5%以上</td> <td>± 8%以上</td> <td>± 5%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C の出力変化速度</td> <td>毎分 5%以上</td> <td>毎分 5%以上</td> <td>毎分 5%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度</td> <td>毎分 10%以上</td> <td>毎分 10%以上</td> <td>毎分 10%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力</td> <td>5.0%以下</td> <td>5.0%以下</td> <td>5.0%以下</td> </tr> <tr> <td>D.S.S (日間起動停止)</td> <td>要 (8 時間以内)</td> <td>要 (3、5 時間以内)</td> <td>要 (8 時間以内)</td> </tr> <tr> <td>周波数変動補償 (不惑帶)</td> <td>要 (± 0. 1 Hz 以内)</td> <td>要 (± 0. 1 Hz 以内)</td> <td>要 (± 0. 2 Hz 以内)</td> </tr> <tr> <td>出力低下防止</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ G.F は「ガバナフリード」、L.F.C は「負荷周波数制御」、E.D.C は「経済負荷配分制御」、% は出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	G.F の速度測定率	4%以下	4%以下	5%以下	G.F の幅	.5%以上	.5%以上	.5%以上	L.F.C の出力変化速度	毎分 5%以上	毎分 5%以上	毎分 5%以上	L.F.C の幅	± 5%以上	± 8%以上	± 5%以上	E.D.C の出力変化速度	毎分 5%以上	毎分 5%以上	毎分 5%以上	E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度	毎分 10%以上	毎分 10%以上	毎分 10%以上	E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	D.S.S (日間起動停止)	要 (8 時間以内)	要 (3、5 時間以内)	要 (8 時間以内)	周波数変動補償 (不惑帶)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 2 Hz 以内)	出力低下防止	要	要	要
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																											
G.F の速度測定率	4%以下	4%以下	5%以下																																											
G.F の幅	.5%以上	.5%以上	.5%以上																																											
L.F.C の出力変化速度	毎分 5%以上	毎分 5%以上	毎分 5%以上																																											
L.F.C の幅	± 5%以上	± 8%以上	± 5%以上																																											
E.D.C の出力変化速度	毎分 5%以上	毎分 5%以上	毎分 5%以上																																											
E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度	毎分 10%以上	毎分 10%以上	毎分 10%以上																																											
E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下																																											
D.S.S (日間起動停止)	要 (8 時間以内)	要 (3、5 時間以内)	要 (8 時間以内)																																											
周波数変動補償 (不惑帶)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 2 Hz 以内)																																											
出力低下防止	要	要	要																																											
(新設)	別表 7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスコンバインドサイクル以外の 発電方式の発電設備の仕様等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G.F の速度測定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>G.F の幅</td> <td>.3%以上</td> <td>.5%以上</td> <td>.3%以上</td> </tr> <tr> <td>L.F.C の出力変化速度</td> <td>毎分 1%以上</td> <td>毎分 2%以上</td> <td>毎分 1%以上</td> </tr> <tr> <td>L.F.C の幅</td> <td>± 5%以上</td> <td>± 5%以上</td> <td>± 5%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C の出力変化速度</td> <td>毎分 1%以上</td> <td>毎分 2%以上</td> <td>毎分 1%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度</td> <td>毎分 1%以上</td> <td>毎分 2%以上</td> <td>毎分 1%以上</td> </tr> <tr> <td>E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力</td> <td>3.0%以下</td> <td>3.0%以下</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>D.S.S (日間起動停止)</td> <td>—</td> <td>要 (4 時間以内)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周波数変動補償 (不惑帶)</td> <td>要 (± 0. 1 Hz 以内)</td> <td>要 (± 0. 1 Hz 以内)</td> <td>要 (± 0. 2 Hz 以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ G.F は「ガバナフリード」、L.F.C は「負荷周波数制御」、E.D.C は「経済負荷配分制御」、% は出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	G.F の速度測定率	4%以下	4%以下	5%以下	G.F の幅	.3%以上	.5%以上	.3%以上	L.F.C の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上	L.F.C の幅	± 5%以上	± 5%以上	± 5%以上	E.D.C の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上	E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上	E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力	3.0%以下	3.0%以下	3.0%以下	D.S.S (日間起動停止)	—	要 (4 時間以内)	—	周波数変動補償 (不惑帶)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 2 Hz 以内)				
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																											
G.F の速度測定率	4%以下	4%以下	5%以下																																											
G.F の幅	.3%以上	.5%以上	.3%以上																																											
L.F.C の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上																																											
L.F.C の幅	± 5%以上	± 5%以上	± 5%以上																																											
E.D.C の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上																																											
E.D.C と L.F.C を同時に行う際の出力変化速度	毎分 1%以上	毎分 2%以上	毎分 1%以上																																											
E.D.C・L.F.C を可能とする最低出力	3.0%以下	3.0%以下	3.0%以下																																											
D.S.S (日間起動停止)	—	要 (4 時間以内)	—																																											
周波数変動補償 (不惑帶)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 1 Hz 以内)	要 (± 0. 2 Hz 以内)																																											

<p>変更前 (変更点に下線)</p> <p>(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第1.3.5条 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う送電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。</p>	<p>(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第1.3.5条の2 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う送電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第1.4.0条 (略)</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア 特例契約者及び特例契約者（以下「特例契約者等」という。）は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。 イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。 イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日12時までに、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第1.4.0条 (略)</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア 特例契約者及び既往特例契約者（以下「特例契約者等」という。）は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。 イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。</p>
<p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて一般送配電事業者が本機関に提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表することとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>	<p>2 特例契約者等がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電計画等を本機関に提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表することとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>
<p>(下記調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第1.7.4条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バイオマスの専焼電源（ただし、次号の地域資源バイオマス電源を除く。以下同じ。）の出力抑制制</p>	<p>(下記調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第1.7.4条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バイオマスの専焼電源（ただし、次号の地域資源バイオマス電源を除く。以下同じ。）の出力抑制制</p>
<p>四 地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、二酸化炭素等）を活用する発電設備（ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制困難などを除く。）をいう。以下同じ。）の出力抑制</p> <p>五～七 (略)</p>	<p>四 地域資源バイオマス電源の出力抑制制</p> <p>五～七 (略)</p>
<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第1.9.0条 一般送配電事業者及び給電指令を受受する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他の給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>	<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第1.9.0条 一般送配電事業者及び給電指令を受受する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他の給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)
		附則 (令和元年12月1日)
(新設)		<p>(施行期日)</p> <p>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかるらず、第1.5条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかるらず、第1.40条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>4 第1項にかかるらず、第7.9条、第80条、第1.3.5条、第1.3.5条の2、第1.7.4条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日いすれか遅く、日から施行する。</p> <p>(系統連系技術要件の適用)</p> <p>第2条 本指針の第1.3.5条により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降にシステムセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。</p>

容量市場開設に向けた準備状況

本機関は 2020 年度から容量市場メインオークションを行うべく、容量市場開設の準備を進めているところです。

当該準備状況について以下のとおり報告いたします。

(1) 2019 年度の取り組み

2019 年度は、検討会で制度設計の議論を進めるとともに、検討会で行った議論を踏まえ、容量市場のルール（定款・業務規程・送配電等業務指針）策定やメインオークション募集要綱の検討などの、容量市場開設準備を進めてきました。

また、制度概要説明会（14 回、約 900 名のご参加）、制度詳細説明会（9 回、約 700 名のご参加）、メインオークション募集要綱の意見募集（386 件のご意見受領）なども行い、皆さんに向けて情報発信するとともに、ご意見を頂いているところです。

(2) 2020 年度の取り組み

今年はいよいよ容量市場開設となります。2020 年 3 月からは参加登録が始まり、2020 年 7 月にはメインオークションを行う予定です。

それらに先立ち、2020 年 2 月に事業者・電源等情報の登録についての説明会を、2020 年 4 月に電源毎の応札上限値設定についての説明会を、2020 年 6 月にメインオークション応札についての説明会を予定しています。このように、皆さんにしっかりと情報発信して参ります。

募集要綱は 2020 年 2 月前半に公表を予定しています。

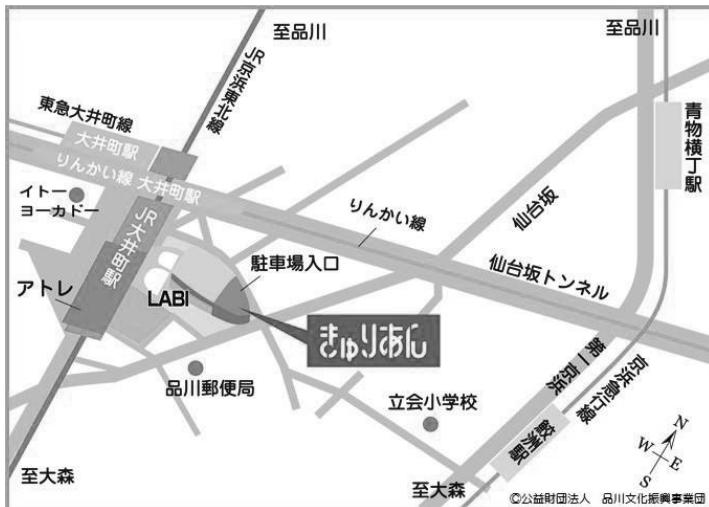
業務マニュアルについては、参加登録編は 2020 年 1 月に意見募集を行い、2 月中に公表を、メインオークション・容量確保契約編は 3 月頃に意見募集、4 月頃に公表を予定しています。

システムマニュアルについては、説明会等のタイミングに合わせ、適宜公表して参ります。

このように、情報発信や各種関連文書の準備等、容量市場の開設に向け、滞りなく進めているところです。

以上

総会会場ご案内図



会場 きゅりあん（品川区立総合区民会館） 小ホール

東京都品川区東大井 5-18-1

交通 JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅 徒歩1分

駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください